

○嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例

平成18年3月27日

条例第96号

改正 平成18年9月29日条例第227号

平成19年3月26日条例第14号

平成19年12月26日条例第57号

平成20年3月26日条例第13号

平成20年6月30日条例第28号

(題名改称)

平成22年9月30日条例第19号

(題名改称)

平成24年3月28日条例第5号

平成25年3月19日条例第14号

平成26年6月27日条例第15号

平成26年12月24日条例第28号

平成27年7月1日条例第33号

平成28年6月28日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、重度障がい者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第11条第1項第2号ハの規定により、重度の知的障がい者と判定された者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者福

祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの

ウ 児童福祉法第11条第1項第2号ハ及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの規定により、中等度の知的障がい者と判定され、かつ、イに規定する身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成7年9月12日健医発1133号厚生省保健医療局長通知別紙)の1級に該当するもの

(2) 保護者 重度障がい者の配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障がい者を現に監護するものをいう。

(3) 65歳以上の者 65歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。

(4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(5) 医療保険各法の保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う次に掲げる者をいう。

ア 全国健康保険協会

イ 健康保険組合

ウ 市町村

エ 国民健康保険組合

オ 共済組合

カ 日本私立学校振興・共済事業団

キ 後期高齢者医療広域連合

(全部改正〔平成22年条例19号〕、一部改正〔平成24年条例5号〕)

(対象者)

第3条 この条例に基づく重度障がい者医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、重度障がい者であって次の要件を満たすものとする。

(1) 嘉麻市の区域内に住所を有する3歳に達する日の属する月の翌月からの者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。ただし、65歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者

(3) 重度障がい者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「政令」という。)第7条に規定する額を超えるとき該当重度障がい者

(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その重度障がい者の生計を維持している者(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が政令第2条第2項に規定する額以上(当該重度障がい者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であっては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護する者は児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上)であるときの当該重度障がい者

3 前項第3号に規定する所得は、政令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する第5条の規定により算出した額とする。ただし、政令第12条第4項に

において読み替えて準用する第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

- 4 第2項第4号に規定する所得は、政令第4条及び第5条(当該障がい者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第2条及び第3条)の規定により算出した額とする。

(追加〔平成20年条例28号〕、一部改正〔平成22年条例19号・26年15号・28号・28年24号〕)

(重度障がい者医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用(以下「医療費」という。)のうち、医療保険各法の保険者が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、当該対象者又はその保護者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、含まない。)を重度障がい者医療費として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号エに規定する者(嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第84号)第2条第1号に規定する子どもを除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。

- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

- 4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(全部改正〔平成22年条例19号〕、一部改正〔平成27年条例33号・28年24号〕)

(受給申請及び資格認定)

第5条 重度障がい者医療費の支給を受けようとする者又はその保護者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、重度障がい者医療費に係る受給資格の認定を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、当該認定を受けた者が毎年10月1日以降引き続き重度障がい者医療費の支給を受けようとする場合について準用する。
- 4 前3項の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の受給資格を有しない。

(全部改正〔平成22年条例19号〕、一部改正〔平成28年条例24号〕)

(重度障がい者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障がい者医療証を交付するものとする。

- 2 重度障がい者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の受給資格を有していた者は、重度障がい者医療証の交付と引き換えに子ども医療証を市長に返納しなければならない。
- 3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障がい者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障がい者医療証を交付しないものとする。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号・28年24号〕)

(重度障がい者医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において、医療及び老人訪問看護を受けようとするときは、当該保険医療機関等に重度障がい者医療証を提出するものとする。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障がい者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、重度障がい者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、受給資格者が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたときその他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該受給資格者又はその保護者(以下「受給資格者等」という。)に対し、重度障がい者医療費を支給することができる。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(届出義務)

第9条 受給資格者等は、当該受給資格者等について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、受給資格者等に対し、その価額の限度において、重度障がい者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障がい者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、重度障がい者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(報告等)

第12条 市長は、重度障がい者医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(追加〔平成22年条例19号〕)

(受給権の保護)

第13条 重度障がい者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

(障がい者施設等に入所した場合の特例)

第14条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、嘉麻市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第15項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第26項に規定する福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、嘉麻市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関(以下「障がい児施設等」という。)に入所したため、障がい児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障がい児施設等に入所した際、嘉麻市の区域内に住所を有していたと認められるものは、嘉麻市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

(一部改正〔平成20年条例13号・28号・22年19号・24年5号・25年14号・28年24号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年19号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年山田市条例第27号)、稲築町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年稲築町条例第21号)、碓井町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年碓井町条例第19号)又は嘉穂町重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年嘉穂町条例第22号)(以

下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 第3条第1項の規定は、合併前の山田市の地域においては、平成18年4月1日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、なお合併前の条例の例による。
- 4 第12条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお合併前の条例の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定により受給資格者の認定を受けた者に係る重度障害者医療証については、この条例の相当規定により交付を受けた重度障害者医療証とみなす。

附 則(平成18年9月29日条例第227号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成19年12月26日条例第57号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成20年3月26日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第28号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の嘉麻市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。



- 2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。

附 則(平成22年9月30日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の嘉麻市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第1項の規定によりなされた申請は、改正後の条例第5条第1項の規定によりなされた申請とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第6条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

(準備行為)

- 5 市長は、施行日前においても、改正後の条例第5条第2項の規定による受給資格の認定等の事務に必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月27日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。(後略)

附 則(平成26年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成27年7月1日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第8項から第10項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

6 改正後の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

7 施行日前に改正前の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された重度障がい者医療証は、改正後の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された重度障がい者医療証とみなす。

(準備行為)

10 市長は、施行日前においても、改正後の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例の規定に基づく重度障がい者医療費の支給に係る受給資格の認定、重度障がい者医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成28年6月28日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 市長は、施行日前においても、改正後の嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例の規定に基づく重度障がい者医療費の支給に係る受給資格の認定、重度障がい者医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。